


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	令和2年度東大和市ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業 実施要綱の一部改正について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関	財政課、会計課				
<p>1. 要 旨</p> <p>国の決定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯に対し、負担の増加や収入の減少に対する支援として、ひとり親世帯への臨時特別給付金の「基本給付」を年内に再支給するため、実施要綱の一部改正を行う。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(1) 支給対象者</p> <p>令和2年12月11日時点で、以下の①～③のいずれかに該当する方として、既にひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）の支給を受けている又は申請をしている方</p> <p>①令和2年6月分の児童扶養手当受給者</p> <p>②公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方</p> <p>③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方</p> <p>※令和2年12月11日時点で未だ基本給付の申請を行っていない方で、同日以降に基本給付の申請を行う方は、再支給分の基本給付について併せて申請を行うことで、支給が受けられる。</p> <p>(2) 再支給額</p> <p>1世帯当たり5万円、第2子以降一人につき3万円</p> <p>(3) 施行日</p> <p>決裁日から施行する。</p> <p>(4) 効果および影響</p> <p>ひとり親家庭に対し、年内に臨時特別給付金を再支給することで、ひとり親家庭の家計を支援することができる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和2年12月11日 閣議決定</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに支給事務を行いたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。